

『都市ガス』をご契約中のお客さまへ

平成29年5月1日より選択約款の一部を改定します

平成29年4月30日時点で選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、平成29年5月以降、ご契約内容の一部を変更させていただきます。

なお、基本的には、**ガス料金の基本料金・基準単位料金に変更はございません。**

対象契約種別

「省エネ型ガス機器契約」

変更のポイント

- ① 適用機器の追加
「省エネ型ガス機器」に従来の「排熱利用型給湯暖房機」、「排熱利用型温水暖房機」、「床暖房機能付き輻射暖房機」に加え**「排熱利用型給湯器」**を追加致します。
- ② 「排熱利用型給湯器」とは、エネルギー源にガスを使用する温水給湯器のうち、潜熱を回収するための熱交換器を有するものをいい、**「エコジョーズ」**タイプの給湯器がこれにあたります。
- ③ 適用日：平成29年5月1日契約分から。
- ④ なお、料金・その他の変更はありません。

■契約変更時の取扱いについて

お客さまが、変更後の選択約款に異議がある場合、解約することができます。**変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成29年4月30日までに弊社へご連絡ください(解約の手続きを取らせていただきます)。**

※変更後の供給条件(約款)は弊社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。(書面をご希望のお客さまは、弊社へご連絡ください。)

約款に関するお問い合わせ

旭川ガス株式会社

〒069-0815 江別市野幌末広町38番地2

【代表】011-382-4211

受付時間 土・日・祝祭日除く

平日 9:00 ~ 17:30

旭川ガスのホームページはこちらから

<https://asahikawa-gas.co.jp/>